

## 【フィリピン】再生可能エネルギー法の成立

海外立法情報課・遠藤 聡

\* 2008年12月16日、フィリピンで、「再生可能エネルギー法」がアロヨ大統領の署名を得て成立した。同法は、10月7日、フィリピン議会両院協議会で、上院法案と下院法案を統合した上で承認されたものである。同法は、国家再生可能エネルギー局を設置し、環境・エネルギー問題に対処するとともに、税優遇措置をとおして再生可能エネルギー開発を促進させる目的を有する。

### フィリピンにおける再生可能エネルギーの動向

フィリピンにおける再生可能エネルギー関連法については、2007年1月に成立した「バイオ燃料法」(Biofuels Act of 2006, R.A.9367)がある。同法は、植物等のバイオマス(再生可能有機性資源)から作られるバイオエタノールやバイオディーゼル等のバイオ燃料を、ガソリンや軽油へ混合することを義務づけた。同法制定の目的は、エネルギー自給率の向上及び環境の保護とともに、バイオ燃料の原料となるサトウキビ、キャッサバ、ココナッツ等の農作物生産業における雇用の創出という側面もあった。

その後、バイオマスのほか、太陽熱、風力、水力、地熱等を対象とする包括的な再生可能エネルギー関連法の制定が目指され、上下両院において、「再生可能エネルギー法案」が審議されてきた。下院法案(H.B.4139)は、2008年5月に提出され6月に第三読会を通過し、上院に送付された。上院法案(S.B.N.2046)は、2月に提出され9月に第三読会を通過した。両法案は、10月7日、両院協議会において統合され、12月16日、アロヨ大統領の署名を得て、「再生可能エネルギー法」(Renewable Energy Act of 2008, R.A.9315)として成立した。

署名式典における同大統領のスピーチによれば、同法は東南アジア地域における最初の包括的な再生可能エネルギー関連法となる。同政権の成立(2001年)以前に45%であったフィリピンのエネルギー自給率は、2007年には57%に上昇し、2010年には60%に達すると予測される。また、フィリピンの地熱エネルギー生産高は世界第2位である。2007年における世界の再生可能エネルギー開発への投資は710億ドルに上ったことから、同法の成立は、フィリピンにとって好機となると同大統領は述べた。

### 再生可能エネルギー法の目的

同法の冒頭における政策宣言で、同法の目的が以下のように掲げられた。

- ① バイオマス、太陽熱、風力、水力、地熱及び海洋資源又はハイブリッド・システム等の再生可能エネルギーの調査、開発及び利用を通してエネルギーの自給を達成するために、再生可能エネルギーの開発を促進する。
- ② 再生可能エネルギーの利用を制度化し、同制度の利用における国レベル及び地方レベルの能力を開発し、並びに財政的な優遇措置及び非財政的な優遇措置の提供によ

る効果的な利用及び広範囲な商業的応用を促進することによって、再生可能エネルギーの利用を増大させる。

- ③ 有害排出物を効果的に防止し又は削減するための手段として、並びに経済成長の目標と、健康及び環境の保護を伴う開発とのバランスをとるものとして、再生可能エネルギー資源の開発及び利用を促進する。
- ④ この法律及びその他の現行の法律において規定された権限を行使するための必要なインフラストラクチャー及びメカニズムを構築する。

### 国家再生可能エネルギー局の設置

同法の適切な執行を保障するために、及びエネルギー省（Department of Energy=DOE）を補佐するために、国家再生可能エネルギー局（National Renewable Energy Board=NREB）が設置される。NREBの権限及び職務は以下のとおりである。

- ① オフグリッド（非配電線）地域における再生可能エネルギー・ポートフォリオ基準及び再生可能エネルギー最小発電容量について DOE に勧告する。
- ② DOE が実行する国家再生可能エネルギー計画（NREP）の実施を促進するための特別行動を勧告する。
- ③ NREP の実施を監督し、評価する。
- ④ この法律によって設置される再生可能エネルギー信託基金の利用状況を監視する。
- ⑤ この法律の目的を実現するため、必要と思われるその他の職務を遂行する。

### 再生可能エネルギー開発に対する免税措置

再生可能エネルギー開発に対する優遇措置として、次のような免税措置がとられる。

- ① 所得税免除期間（Income Tax Holiday=ITH）については、正式に登録された開発事業者は、事業開始から7年間、国が徴収する所得税を免除される。追加の開発投資については、追加所得税免除の権利が与えられる。この期間は、最初の ITH の利用期間の3倍の年数を超えてはならない。
- ② 輸入関税の非課税については、開発業者として認証が発行されてから最初の10年間、再生可能エネルギー施設において独占的に使用される機械、機器、原料、部品の輸入の際に適用される。この場合、船積書類によって保証されなくてはならない。
- ③ 特別不動産税の税率については、正式に登録された開発業者によって再生可能エネルギー施設で独占的に使用される土木工事、機器、機械、その他の改良工事に課せられる特別不動産税の税率が上限1.5%とされた。

参考文献（インターネット情報はすべて2009年1月21日現在である。）

・“Renewable Energy Act of 2008, Republic Act No.9513.” フィリピン大統領府サイト

<<http://www.op.gov.ph/directives/RA9513.pdf>>

・“PGMA Signs Renewable Energy Act of 2008 Today,” 2008.12.16. フィリピン大統領府サイト

<<http://www.gov.ph/news/?i=23087>>